

議案第 4 5 号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 2 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 6 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 6 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、平成 27 年 4 月 10 日に介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）が一部改正され、平成 27 年度から所得の少ない第 1 号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされたため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

第 1 号被保険者保険料の第一段階の調整率を 0.5 から 0.05 減じて 0.45 とするもの。

（変更前） 基準額 $64,800 \times 0.5 = 32,400$ 円

（変更後） 基準額 $64,800 \times 0.45 = 29,160$ 円